主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人大池龍夫、同島田芙樹連名の上告趣意のうち、判例違反をいう点は、所論引用の各判例は、いずれも、事案を異にし本件に適切でなく、その余は、単なる法令違反、事実誤認、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。なお、第一審判決判示第一の事実につき、詐欺既遂罪の成立を認めた原判決の判断は、結論において正当である。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和四九年一月一七日

最高裁判所第二小法廷

雄	信	Ш	小	裁判長裁判官
男	昌	原	岡	裁判官
— 欴	喜	塚	大	裁判官
曹		Ħ	吉	裁判官